

公 示 書

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部夕張川ダム総合管理事務所が所管する区域において、令和4年3月18日に締結した「災害等におけるダム及び河川応急復旧業務に関する協定」について、新たに参加を希望し、以下の協定締結に同意できる者の公募について、以下のとおり公示する。

令和8年2月17日

国土交通省北海道開発局

札幌開発建設部夕張川ダム総合管理事務所長 田中 和浩

1 対象業者

札幌開発建設部夕張川ダム総合管理事務所が所管する区域において、災害等におけるダム及び河川応急復旧業務（以下「応急業務」）に関する協定の締結に同意できる者。

2 対象範囲

夕張川ダム総合管理事務所が管理する区域（別紙参照）

3 公募の条件等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の決定をD等級以上に格付けされ、かつ、「維持」の資格を有していなければならない。
- (3) 夕張市、千歳市、長沼町、栗山町又は由仁町に、建設業法上に基づく本店又は支店の拠点を有する者であること。
- (4) 平成22年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。
夕張川ダム総合管理事務所管内の市町村において、札幌開発建設部が発注した河川工事（附帯・補償工事、維持工事（ダムを含む）又は河川法第

26条第1項の許可を受けて設置される工作物の工事を含む) または道路における工事。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

夕張川ダム総合管理事務所管市町村は以下のとおり。

夕張市、千歳市、長沼町、栗山町、由仁町

- (5) 応急業務の履行が可能な建設資機材及び体制等を有する者であること。
また、配置予定現場責任者は1級又は2級土木施工管理技士の資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (6) 協定締結後に工事請負契約を締結する際には、法定外労働補償制度に加入する者であること。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から協定締結までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号。)に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 別紙担当区域のいずれかの区域においても協定締結の同意ができる者であること。

4 提出書類

(1) 災害協定参加希望申請書(様式-1)

(2) 添付書類

ア 北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の決定をD等級以上に格付けされ、かつ、「維持」の資格を有する者であることを証明する書類(資格決定通知書の写し)を添付すること。

イ 建設業法上に基づく本店又は支店の所在地を記載すること。

証明するにあたっては、登記簿等の写し等で本店又は支店の所在を確認できる書類を添付すること(資格決定通知書の写しで確認できる場合は添付書類は不要)。(様式-2)

ウ 上記3.(4)の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であることを証明する書類。

証明するにあたっては、契約書の写し等内容を確認できる書類を添付すること。(様式-3)

また、過去2年間(令和5・6年度)の北海道開発局長等優良工事表彰(河川部門限定)及び当該年度(令和6年度)の工事成績優秀企業の者は、それを証明する書類を添付すること。

エ 配置予定現場責任者の1級又は2級土木施工管理技士の資格又はこれと同等以上の資格を有する者であることを証明できる書類。(様式-4)

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・1級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者。
- ・技術士〔建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)]又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業-農業土木」、「森林-森林土木」、「水産-水産土木」とするものに限る。)]の資格を有する者。
- ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者(旧建設大臣が認定した者を含む。)

オ 令和7年4月1日以降において、国又は地方公共団体(札幌市においては行政区含む)と災害協定等の締結を行っている場合は、その協定書の写しを全て添付すること。

なお、協定等の活動範囲を札幌開発建設部管内とし、その協定等の更新作業を申請中の場合は、その旨の記述をすること。(様式-5)

カ 令和4年4月1日以降に札幌開発建設部管内において発生した災害に関して、国、地方公共団体(札幌市においては行政区含む)又は公共施設の管理団体(港湾管理者、漁業協同組合、NEXCO)からの要請による災害緊急活動の実績を証明する書類を添付すること。

また、要請のない活動においては、企業に対する表彰状、感謝状又は礼状を授与された災害緊急活動を対象として、その実績を証明する証明書や表彰状等、活動実績を確認できる書類を添付すること。

ただし、管外の災害緊急活動であっても札幌開発建設部からの要請による場合には対象として、その実績を証明する書類を添付すること。

(様式-6)

キ 応急業務の履行が可能である建設資機材及び体制等を有することを証明する緊急時労務・資機材一覧表及び緊急防災連絡体制表を添付し、資機材については保管場所を明記すること。(様式-7・様式-8)

ク 札幌開発建設部管内とは空知総合振興局・石狩振興局管内市町村及び上川総合振興局管内の富良野市、中富良野町、南富良野町、上富良野町及び幌加内町をいう。

(3) その他

提出書類の作成にあたっては、別紙様式1～8を提出すること。提出書類に関し、後日ヒアリングを行うことがある。

5 参加希望申請書受付

受付期限：令和8年3月13日（金）まで

受付時間：土曜、日曜及び祝日を除く平日の9時～16時

提出先：夕張市南部青葉町573番地

札幌開発建設部夕張川ダム総合管理事務所（担当：総務課長）

提出方法：持参又は書留郵便（受付期限内必着）、若しくは託送（書留郵便と同等のものに限り、受付期限内必着）により提出すること。

6 協定業者の決定方法等

(1) 参加希望申請書類の内容及び過去の施工実績等を総合的に審査の上、協定業者を決定する。決定するための評価項目、内容については、別紙の参考資料のとおりである。

なお、参加要件を満たす者が複数となる場合には、管理区域について総合的に判断し担当区域を決定する。

(2) 協定を締結する者については、令和8年3月24日（火）まで電話により連絡するものとする。

【本件に係る照会先】

札幌開発建設部夕張川ダム総合管理事務所総務課長

TEL (0123) 55-5151 (内線505)

FAX (0123) 55-5588

災害等におけるダム及び河川応急復旧業務に関する協定（案）

北海道開発局札幌開発建設部 夕張川ダム総合管理事務所長 田中 和浩（以下「甲」という。）と△△△△株式会社 代表取締役 △△△△（以下「乙」という。）とは、夕張川ダム総合管理事務所が所管する区域において、災害応急対策に係る業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理するダム（貯水池、付属設備を含む）及び河川（以下「ダム等」という。）において、地震、洪水、河道閉塞、火山噴火、土石流、地すべり、大規模事故、水質事故等（以下「災害等」という。）が発生又は発生するおそれがある場合の緊急点検、水防活動、水質事故対策、緊急減災対策等緊急活動（以下「応急業務」という。）に必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減、被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、別図に示す夕張川ダム総合管理事務所が管理する区域とする。

（業務の実施体制）

第3条 甲は、ダム等に災害が発生又は発生するおそれがある場合は、書面又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。又は被害状況等を把握した場合には、乙は、直ちに甲に連絡を入れるように努めるものとする。ただし、震度4以上の地震が発生した場合、乙は、直ちに別紙緊急点検記録によりダム周辺の被害状況を確認し、甲に報告すること。

- 2 乙は、前項の要請を受けた場合、直ちにダム等の緊急点検（被害の状況把握と報告）及び甲の指示により該当被害の応急業務を実施するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請を受けた場合、速やかに現場責任者を定めるものとする。

（業務の指示）

第4条 災害等が発生又は発生するおそれがある場合の応急業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

- 2 ダム等で異常事態の発生又は発生のおそれがある場合など臨機の措置を講ずる必要が生じた場合は、乙は直ちに甲に報告するとともに甲の指示に従いその措置を速やかに講ずるものとする。

（業務の着手及び完了）

第5条 乙又は第3条第3項で定めた現場責任者は、業務に着手及び完了したときは、電話等の方法により、直ちに甲にその旨を報告するものとする。

（業務の実施報告）

第6条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻、使用した建設資機材等を、速やかに書面により甲に報告するものとする。

（建設資機材等の報告、提出）

第7条 乙は、予め災害時に備え、第3条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

- 2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、甲が所有する建設資機材等について、予め乙に書面により通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急業務に関し、それぞれからの要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第9条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区域に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の請求)

第10条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第11条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し費用を乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第12条 業務の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により第3者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(法定外労働災害補償制度への加入)

第13条 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していなければならないものとする。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請けを問わず補償できる保険であるものとする。

なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で随時加入する方式又は直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

(訓練等への参加)

第14条 乙は、甲からの要請があった場合は、甲が主催する訓練、講習会等に原則参加するものとする。

なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期限は、令和9年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間延長され、その後も同様に取り扱うものとする。

(協定の解除)

第16条 甲は、乙に対して本協定を締結することが著しく不相当と認められる場合又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出を行った場合は、甲乙協議の上、協定締結を解除することができる。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第18条 乙が北海道開発局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けている期間中は、この協定を適用しない。ただし、本協定に基づく業務の実施中においては、この限りではない。

(雑則)

第19条 この協定の証として本書を二通作成し、甲・乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和8年3月27日

甲 北海道開発局札幌開発建設部
夕張川ダム総合管理事務所長 田中 和浩 印

乙 △△△△株式会社
代表取締役 △△ △△ 印

災害協定参加希望申請書

令和 年 月 日

北海道開発局札幌開発建設部

夕張川ダム総合管理事務所 田中 和浩 殿

申請者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

令和8年2月13日付けで公示のありました、「災害等におけるダム及び河川応急復旧業務に関する協定」に参加することを希望しますので、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 本申請書（様式－1）
- 2 参加資格申請書の写し又は資格決定通知書の写し
- 3 応募を希望する区域に本・支店等の拠点を有することを証明する書類
(様式－2)
- 4 同種工事の施工実績を証明した書類（様式－3）
- 5 配置予定現場責任者資格保有者一覧（様式－4）
- 6 他機関との災害等協定一覧及び証明した書類（様式－5）
- 7 災害協定等に基づく活動実績を証明した書類（様式－6）
- 8 緊急時資機材及び労務一覧（様式－7）
- 9 緊急防災体制表（様式－8）

問い合わせ先は、下記のとおりです。

担 当 者 ○○ ○○

部 署 △△本店□□部◇◇課

電話番号（代） ×××－×××－××（内線○○）

本・支店の拠点の所在

北海道開発局札幌開発建設部

夕張川ダム総合管理事務所長 田中 和浩 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊤

令和８年２月１３日付け公示の「災害等におけるダム及び河川応急復旧業務に関する協定」に係る本・支店の拠点の所在は、下記のとおりである。

記

１ 本・支店の拠点

(１) 本 ・ 支 店 等 名

(２) 所 在 地

(３) 本・支店等の責任者氏名

(４) 添 付 書 類

(登記簿の写し及び地図等本・支店等の所在を確認できる書類を添付。)

札幌開発建設部 夕張川ダム総合管理事務所管内 における同種工事の施工実績

会社名：

同種条件	<p>平成22年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)</p> <p>同種工事:夕張川ダム総合管理事務所管内の市町村において、札幌開発建設部が発注した河川工事(附带・補償工事、維持工事(ダムを含む。))又は河川法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物の工事を含む。)または道路における工事</p>	
工事名称	工事名	〇〇工事
	発注機関名	北海道開発局札幌開発建設部
	施工場所	△△市□□町
	契約金額	◇◇◇円
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態等	単体
工事概要	分野	河川・道路・その他()
	工種(種別)	築堤工 L= m V= m ³ コンクリート工 m ³ 堰堤工 1基 護岸工 L= m A= m ² <p style="text-align: right;">※ 注:記載欄の表示は記入例です。</p>

注1:同種工事の実績を証明する資料を添付すること。

注2:夕張川ダム総合管理事務所管内の市町村とは、夕張市、千歳市、長沼町、栗山町、由仁町をいう。

1級又は2級土木施工管理技士又は同等の資格保有者

会社名：_____

番号	氏名	生年月日	資格
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

- 注) ・1級又は2級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者であること。
 なお、「これと同等の資格を有する者」とは、次の者をいう。
- ・1級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者であること。
 - ・技術士[建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)]又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「森林－森林土木」、「水産－水産土木」とするものに限る。)]の資格を有する者。
 - ・これらと同等以上の資格を有するものとし国土交通大臣が認定した者(旧建設大臣が認定した者を含む。)
- ・現場責任者として、配置可能な職員は全て記載願います。

札幌開発建設部(道路部門)を含め他機関 との災害時応急協定又は覚書等の有無

会社名: _____

協定等 : 複数有り ・ 1件有り ・ 無し

※注: 該当箇所に○を付けてください

「複数有り」又は「1件有り」に○を付けた方は、全てを下表に記入願います。

1	協定(覚書等)名		備考
	機関名(相手)		
	有効期限(〇〇~〇〇)		
2	協定(覚書等)名		備考
	機関名(相手)		
	有効期限(〇〇~〇〇)		
3	協定(覚書等)名		備考
	機関名(相手)		
	有効期限(〇〇~〇〇)		
4	協定(覚書等)名		備考
	機関名(相手)		
	有効期限(〇〇~〇〇)		

注1: 令和7年4月1日以降において、国又は地方公共団体(札幌市においては行政区含む)と災害協定等の締結を行っているものを対象とし、その協定書の写しを全て添付すること。

注2: 協定等の活動範囲を札幌開発建設部管内とし、その協定等の更新作業を申請中の場合は、その旨を備考欄に記述すること。

注3: 建設協会等の会員として国又は地方公共団体(札幌市においては行政区含む)と災害協定等の締結を行っている場合は、その協定書の写しのほか、令和7年4月1日以降に加盟協会等が発行した「協定名」、「締結年月日」、「締結先」、及び「札幌開発建設部管内において活動すること」を明記した証明書等を添付すること。

災害協定等に基づく活動実績

会社名: _____

①災害協定等に基づく活動実績の有無	有り ・ 無し (どちらか一方を記入すること。)
②災害協定及び活動内容	<p>協定名: △△災害協定</p> <p>相手方:</p> <p>※活動内容: 工事(作業)内容を簡潔に記載。</p> <p>※災害協定に基づく活動実績を証明する契約書、新聞記事等の写しを別添に添付すること。</p> <p>(注: 個別工事の依頼文のみ添付しただけでは、当該工事内容が災害協定に基づくものであるのか明確に判断できないことから実績として認めていないので、協定書及び契約書等の写しを必ず添付すること。)</p>

注1: 令和4年4月1日以降において、国又は地方公共団体(札幌市においては行政区含む)若しくは公共施設の管理団体(港湾管理者、漁業共同組合、NEXCO)からの「要請により出動した災害緊急活動災害」、又は要請のない活動については、企業に対する「表彰状、感謝状又は礼状を授与された緊急災害活動」を対象とする。

注2: 要請による災害緊急活動の場合は、要請があり申請者が活動したことを確認できる証明書等を添付すること。

注3: 要請のない活動について、「表彰状、感謝状又は礼状を授与された災害緊急活動」の場合は、表彰状、感謝状又は礼状及び活動内容が確認できる証明書等を添付すること(表彰状、感謝状又は礼状で活動内容が確認できる場合は不要)。

緊急時資機材・労務一覧表

会社名: ○○建設(株)

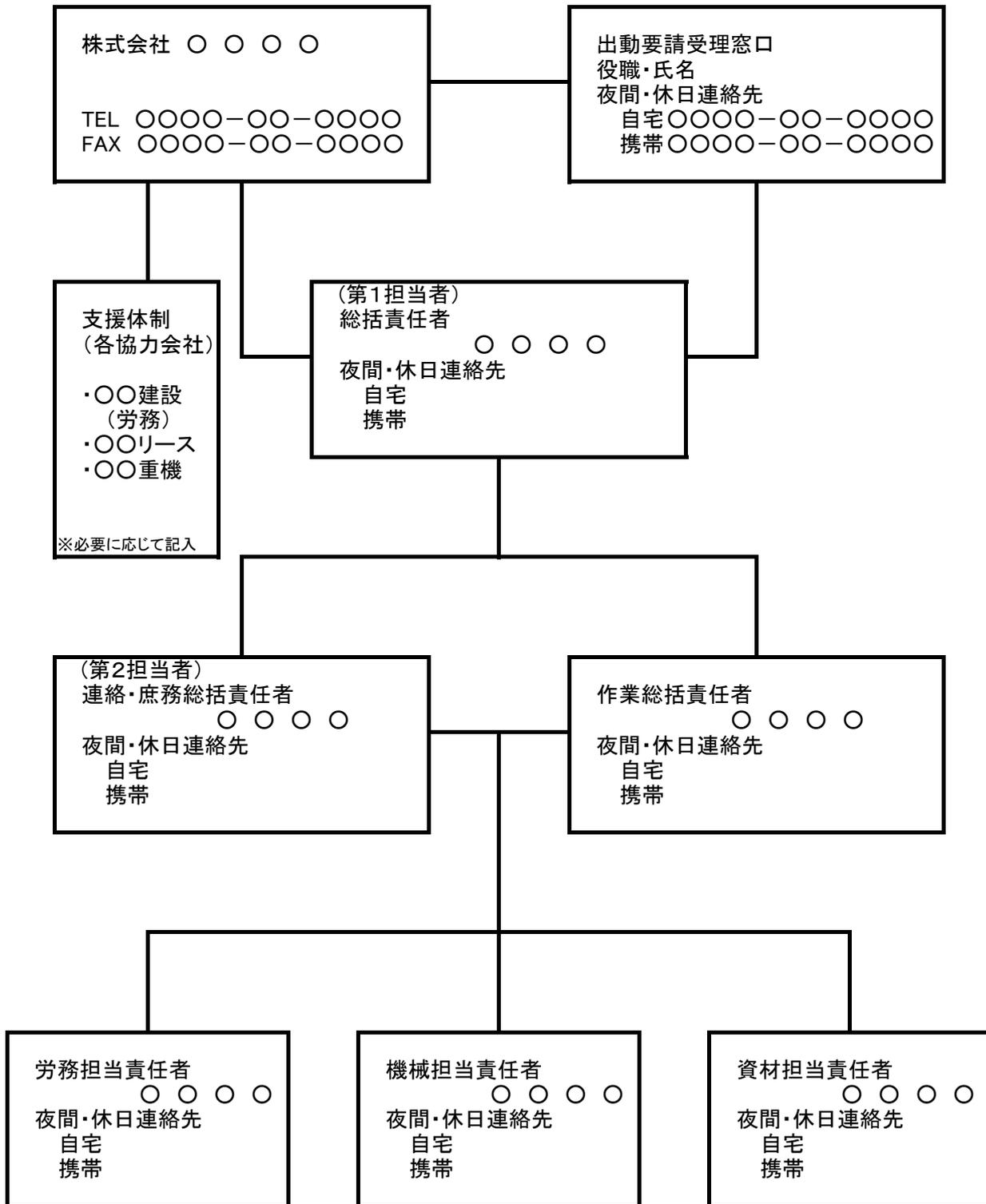
① 災害時の体制

配置可能な応急機材について記載する。

番号	資機材名	規格	単位	数量			保管場所住所 (○○市○○町)	備考
				自社保有	協力会社	リース		
重機・ 機械類	バックホウ	0.45m ³ 級以上	台					
	ショベル	1.4m ³ 級以上	台					
	ブルドーザー	3t級以上	台					
	ダンプトラック	4t車以上	台					普通トラック含む
	移動式クレーン	4.9t吊以上	台					
				台				
	その他建設機械			台				
機材	水中ポンプ		台					
	発電機		台					
	その他機材							
資材	ビニールシート		m ²					
	PP土のう		袋					
	大型土のう		袋					
	敷鉄板		枚					
	その他資材							
労務	作業員		人					

- 注1: 恒常的に契約関係にある関連会社で調達可能な場合も含める。
- 注2: 記表に資機材などを記載しきれない場合は、適宜様式を追加すること。
- 注3: 協力会社欄の記載にあたっては、自社と下請契約を締結した実績が十分にある会社の保有台数を記入すること。
- 注4: リース欄の記載にあたっては、自社と直接的に協力関係(リース契約の実績が十分あることが前提)にあるリース会社の貸出し可能台数を記入するものであり、協力会社がリース会社とリース契約できる台数は対象としない。
- 注5: は、記入必須のこと。

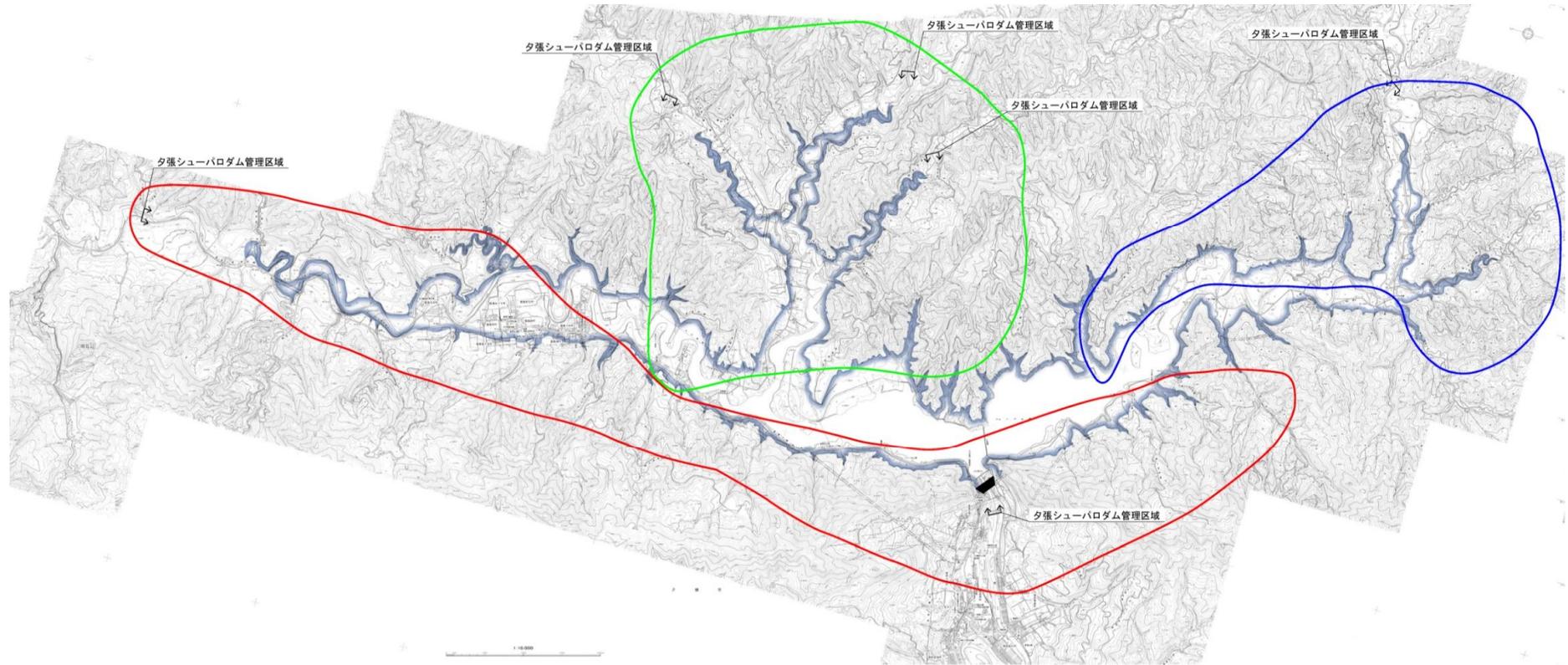
緊急防災(連絡)体制表



※注1. 申請時の緊急防災連絡体制表には「夜間・休日連絡先」の電話番号及び個人携帯の番号の記載は不要であり、協定締結時に改めて再提出する。

注2. 本様式は作成事例を参考として載せたものであり、記載内容・方法には拘らない。

夕張川ダム総合管理事務所 夕張シューパロダム管理区域図



緊急点検記録（震度4以上）

(1次点検 30以内)

点検者氏名 ()

点 検 年 月 日	年 月 日 (西暦で記入) ()	
点 検 時 間	時 分 ()	
点 検 区 分	緊 急	地震または洪水時の状況
		日 時 分地震発生 ()
		最大加速度 gal(基盤)発生 ()
		震度 発生地域/箇所() ()
設 備	点 検 項 目	状 況
ダ ム	漏 水	() 外観
	コンクリート表面のひびわれ	() 外観
	表面しゃすい壁	
	そ の 他	() 外観
堤 付 部 周 辺 地 山 取	漏 水	() 外観
	き 裂	() 外観
	崩 落	() 外観
	地 す べ り	() 外観
放 流 設 備	漏 水	() 外観
	余 水 吐	() 外観
	障 害 物	() 外観
	機 器	() 外観
	予備発電装置	() 外観
記 事		
所 見		

※着色箇所については必ず点検後記載御願います。

(参考資料)

R8 応急復旧協定業者選定における評価項目、内容

事務所等名:夕張川ダム総合管理事務所

	評価項目	営業所等の拠点 (夕張川ダム総合 管理事務所管内)	同種工事 施工実績	工事成績	工事表彰等	技術者・労務・資機材状況			災害協定の 有無	災害時の 出動実績	緊急防災 (連絡)体制
						重機・機械 類	労務(作業 員)	配置予定現 場責任者 (技術者)			
R 8	様式	様式-2	様式-3	—	—	様式-4、7			様式-5	様式-6	様式-8
	○印は応 募条件のも の	○	○					○			○
	評価内容	夕張市、千歳市、 長沼町、栗山町、 又は由仁町に本 店がある場合は優 位に評価する。	—	工事成績に 応じ優位に 評価する。	表彰を受け ている場合 は、優位に 評価する。	保有台数が 多い場合は 優位に評価 する。	労務者を多 く確保でき る場合は優 位に評価す る。	技術者が多 い場合は、 優位に評価 する。	災害協定が ある場合は 優位に評価 する。	災害に出動 実績のある 場合は優位 に評価す る。	体制が整備 されている 場合は優位 に評価す る。